児童ポルノ微导から予どもを守ろう

節す念! 児母ポルノ

警察では、児童の権利を守るために、児童ポルノの根絶に向けた対策を強化しています。 児童ポルノは、被害児童の人権を大きく傷つけ、かつ児童を性の対象とする風潮を助長す るため、児童の健全育成の大きな障害となっています。

また、画像がいったんインターネットに流出すれば、その回収・抹消はきわめて困難です。 被害を受けた児童にとっては、一生の心の傷となりかねません。

社会全体が「児童ポルノを許さない!」という意識を持つことが大切です。

原 是就小人とは?

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 では、児童ポルノは次のように定義されています。

児童ポルノの定義(法第二条第三項)

この法律において、「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下に同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識できる方法により描写したものをいう。

- ー 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの。

刑罰

児童ポルノに関する犯罪に対しては、重い刑罰が科されます。

児童ポルノ所持(自己の性的 好奇心を満たす目的)	1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
児童ポルノの提供・製造 (盗撮製造も含む)	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
児童ポルノの公然陳列	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科
児童ポルノ提供目的所持 (不特定多数)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科

信報提供のお願い

児童ポルノに関する情報は、愛媛県警察本部(089-934-0110)または<u>最寄り</u>の警察署、匿名通報ダイヤル(0120-924-839)へお願いします。

現實線ルノ製造の等口

児童ポルノ製造の被害に遭う場合は、むりやり撮影されてしまう場合のほか、

- ・同性であるふりをして、裸の写真を交換しようと言ってきた
- ・交際相手に撮影された裸の写真が流出してしまう
- 気軽にやり取りをしていたSNSやメールでの発言をばらすと脅して、 裸の写真を送らせる
- ・児童ポルノを撮影することを目的に、芸能関係・レースクイーン・モデルなどとアルバイトを装って児童を募集し、裸の写真を撮影する
- ・児童買春の相手方となった時に、気づかない間に性行為の場面を撮影される

など…、インターネットで知り合った人に言葉巧みに騙されたり、脅されたりして、自分 の裸を撮影し、相手に送信して、そこから流出することがあります。





微导压岛和金い危め压

小中高生を狙う悪い大人は、出会い系サイト以外にも、ゲームサイト、SNSなどを通じて、あなたに手を伸ばそうとしています。

被害にあわないために、

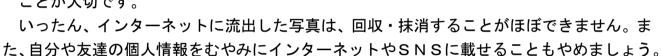
「フィルタリングを設定する」

「書き込みをしない」

「自分で裸の写真は撮らない」

「(相手に)直接会わない」

ことが大切です。





微暑にあってしまったら

愛媛県警察本部(089-934-0110)または最寄りの警察署へ相談してください。